

## 令和5年度青森市LPガス料金高騰対策事業支援金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、LPガス料金高騰の影響を受けている市内一般家庭等の負担軽減のため、LPガス使用料の減額事業（以下、「支援事業」という。）を行う販売事業者に対して、当該年度の予算の範囲内で支援金を交付することにより、もってLPガス販売事業者の経営及び市民生活の安定に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる。

- (1) LPガス 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）第2条第1項に規定する液化石油ガスをいう。
- (2) LPガス販売事業者 液化石油ガス法第3条第1項の規定により知事の登録を受けた者及びガス事業法（昭和29年法律第51号）第3条の規定により経済産業大臣の登録を受けた者をいう。
- (3) 一般家庭等 液化石油ガス法第2条第2項に規定する一般消費者等のうち、家庭用としてLPガスの供給を受ける者であって、市内に住所を有するものをいう。

### (支援金の交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、契約する全ての一般家庭等に対して、令和5年8月分又は同年9月分のLPガス使用料の減額を行い、及び当該減額を行った事実を明示することができるLPガス販売事業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 青森市暴力団排除条例（平成23年青森市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、支援金の目的に照らして適当でないと市長が認めた者でないこと。

### (支援対象経費及び支援金の額)

第4条 支援金の交付の対象となる経費（以下「支援対象経費」という。）は、交付対象者が行う一般家庭等に対するLPガス使用料の減額に係る次の表に掲げる経費とし、支援金の額は、同表に定める額とする。

支援対象経費	支援金の額
令和5年8月分又は同年9月分のいずれか1月分のLPガス使用料の減額に要する経費	1,000円に当該LPガス販売事業者が契約する一般家庭等との契約件数を乗じて得た額
LPガス使用料の減額を行うための事務に要する経費	1LPガス販売事業者当たり2万円（当該事業者が市内に支店、営業所等を有する場合にあっては、当該支店、

営業所等の数に1万円を乗じて得た額を加算した額
-------------------------

(支援金の交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、令和5年8月31日までに、令和5年度青森市LPガス料金高騰対策事業支援金交付申請書兼誓約事項同意書を市長に申請しなければならない。

(支援金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、支援金の交付の可否を決定し、支援金を交付することと決定したときは、令和5年度青森市LPガス料金高騰対策事業支援金交付決定通知書により当該申請者に通知する。

(申請の取下げ)

第7条 申請者は、前条の規定による支援金の交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る支援金の交付の決定の内容に不服があるときは、当該通知を受けた日から10日以内に、令和5年度青森市LPガス料金高騰対策事業支援金取下書により申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る支援金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(申請内容の変更等)

第8条 支援金の交付の決定の通知を受けた者(以下「交付事業者」という。)は、事業内容を変更しようとするとき、又は支援事業を廃止しようとするときは、変更又は廃止の理由の生じた日から30日以内に、令和5年度青森市LPガス料金高騰対策事業支援金変更等承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 交付事業者は、支援事業が完了(廃止した場合を含む。)したときは、令和5年度青森市LPガス料金高騰対策事業支援金実績報告書に次に掲げる書類を添えて速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 減額を行った対象契約一覧
- (2) その他市長が必要と認める書類

(支援金の額の確定及び交付)

第10条 市長は、前条の規定による報告書等の提出を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、交付すべき支援金の額を確定し、令和5年度青森市LPガス料金高騰対策事業支援金交付額確定通知書により当該交付事業者に通知するものとする。

2 支援金は、前項の規定により支援金の額を確定した後に交付するものとする。

(支援事業の経理等)

第11条 交付事業者は、支援事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 交付事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を支援事業の完了（廃止の承認を受けた場合も含む。）の日の属する年度の終了後5年間、市長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(取扱方法)

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付については、青森市補助金等の交付に関する規則（平成17年青森市規則第62号）の定めるところによる。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和5年7月21日から実施する。